

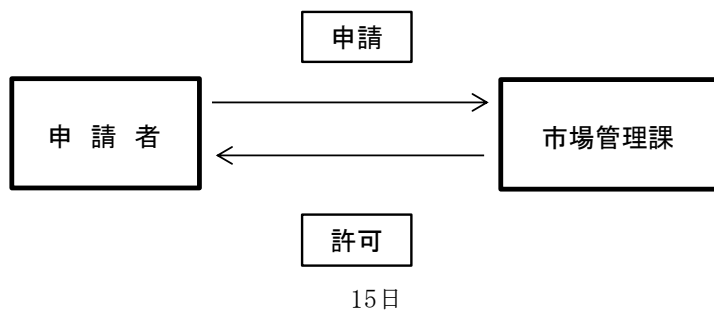
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 17

処 分 名	市場施設の原状変更の許可	
処 分 の 概 要	市場施設の原状変更を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市中央卸売市場業務条例(平成17年条例第22号)	
条 項	第70条第1項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		15日
標 準 処 理 期 間	計	15日
審 査 基 準	未設定	
<p>【根拠法令等】</p> <p>松山市中央卸売市場業務条例 (原状変更の禁止) 第70条 使用者は、増改築、模様替え等を行うことにより、市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、特に市長が許可した場合は、この限りでない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。